

◇平成23（2010）年9月27日 議員提出議案

No.43 灰垣和美議員

議員提出議案第12号 市長の専決処分事項の指定について、賛同議員のご了解をいただきまして、私のほうから提案理由の説明を申し上げます。

税外債権の徴収等に係る市が当事者である訴訟提起等については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、その都度、議会の議決が必要となりますが、現在、損害賠償額の決定に関して、専決処分事項の指定をしているのと同様、議会の権限に属する軽易な事項として、市長において専決処分をしようとするもので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の2つの事項について、議会の議決権限を市長に委任しようとするものでございます。

1つ目の事項については、訴訟物の価格が200万円以下の債権の徴収に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2つ目には、民事訴訟法による支払い督促申し立てについて、債務者からの異議申し立てがあった場合に、訴えの提起とみなされるとき、及び和解に関することであります。

なお、市長において専決処分をしたときは、法に定めるところにより議会に報告されることとなります。

以上、まことに簡単な説明でございますけれども、ご可決賜りますよう、何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

No.44 議長（久保隆夫）

提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

No.45 和田孝雄議員

議員提出議案第12号 市長の専決処分事項の指定について、反対の立場から意見表明だけをさせていただきます。

この議案は、地方自治法第180条第1項の普通公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通公共団体の長において、これを専決処分にすることができるというものに、市の債権で評価額が200万円以下のものの徴収に係る訴えの提起、和解、調停をして、また、市がその債権を督促して、ご本人から異議申し立てを受けたときに、その和解などについて、議会の同意のないまま市長が専決処分できるというものでございます。

しかしながら、今回、この専決処分を認めてしまいますと、市の有する該当債権のうち、99%以上を市議会の同意を得ずして、市長の専決処分を認めてしまうことになりまして、残りの0.何%かの債権のみ市議会の前もっての議決が必要という、法の趣旨に反する異常事態、最近はやりの超法規的措置といった事態が生まれてしまいます。事後報告があるとはいえ、行政の専行、乱用を認めるわけにはまいりません。

さらに、ここで言う市の債権と申しますのは、保健福祉、あるいは子ども、教育、住宅、環境分野で99%以上を占めております。つまり、一定期間、要援護の状態にあつて、行政からの援護を受けて、問題の解消を図られた。しかしながら、困難な状況であつたところに比べて、少し状況はよくなったものの、要援護状態にあつたときの行政以外の債務も多額に上り、悪いことではあると知りながら、待たなしの私的な債務から片づけざるを得ず、市の債権を滞納せざるを得ないといった債務者像が私には浮かんでまいります。

もう1つは、公共料金の高さです。高槻市から受給権を得ても、その行使に多額の出費が必要になって辞退されるという方もいらっしゃいます。何としてでも生活を立て直そうと、高い金額に耐えて頑張ってもうまくいかない、やむを得ず滞納してしまうという例もよく見受けられます。

さらに、最近の労働環境の悪さが上げられます。非正規労働者の増加、年収200万円以下の労働者が5年連続で1,000万人を超えているということが、国税局の民間給与実態統計調査からもわかっております。年金も減額されこそすれ、ふえてはおりません。歴史的な経過から滞納をなさっている、そういう方もいらっしゃいます。

こうした状況下に、強権を発動して、その方が、せつかく要援護状態から立ち直っておられるのに、行政がそれを再び引きずりおろすのか、せつかく一定の住居が確保できたのに、その方を再び地域に住めなくしてしまうのか。援護を受けた時代と返済する時代は大違い。簡単に返せると考えていた計画が狂わされてしまった方も多いのではないかと思えます。

また、昔の市の債権にこだわる余り、現在、市に納めるべき重要な負担金納付に支障が出てくる場合もあるかもしれません。また、こうしたことが話題になりますときに、外車を乗り回しているのに滞納している者がいる、そういう事態を放置しておくのかという声がよく聞かれます。私も、高額所得者や資産家の方が滞納をすることは許しがたいというぐあい考えますが、本案で問題になっている事例とは少し事情が違います。燃費さえ考えなければ、中古市場で安価で外車は手に入りますし、家でカップラーメン、加工食品ばかりを食べて外車を乗り回して、ファストフードの店や100均に行って買い物をする、日曜はショッピングセンターのはしごをする。こうした事例を皆様方もよくご存じのはずです。こうした方から、ただ、滞納分を回収することだけが行政の仕事なのでしょうか。よくお考えいただきたいと思えます。

それでは、これまで裁判などを通じて行ってきた行政の強権発動とは一体何なのか。銀行口座に振り込まれたばかりの給与あるいは年金、あるいは学資保険等の保険の差し押さ

えです。当事者がこれは生活費であるからということで抗議をしましても、不知、いわゆる相手方の主張を知らない、こういう態度をとられている、こういう行政機関が多いわけです。私は、もってのほかであると思います。なぜこうした問題に専決処分をして急を要するのか。相手方は対抗措置を全くとれません。高額所得者や資産家なら名義をかえるなどの対抗処分をとられる方がいらっしやって、迅速な処理が求められる場合もあるかと思いますが、今回の例では全く急ぐ必要がないのです。

今回、提案されている市の債権処理問題は、こういう背景を持った債権処理問題であり、ここが税金と違って、地方自治法が議会の同意を求めているゆえんなのであります。

今回の提案は、この地方自治法の趣旨に全くそぐわないものであり、私は反対をさせていただきますと思います。

以上です。

No.46 二木洋子議員

私のほうからは2点、質問をさせていただきますと思います。

この案件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属するものうち軽易とするものに関して2項目を議決により指定し、市長に専決処分を委任しようとするものです。

指定する2項目ですが、1つは、市の債権200万円以下の徴収にかかわる訴えの提起、及び和解、並びに調停に関すること。つまり、裁判関係の件ですけれども、もう1つは、民事訴訟法に基づく市の支払い督促申し立てについて、これは強制執行の場合に大事な手続なのですが、簡易裁判所書記官が行った督促に際し、債務者からの異議申し立てがあった場合の裁判や和解に関することです。

ところで、議会の権限に属するものうち、市長が専決処分できるのは、地方自治法で2つの場合が規定されています。1つは、第179条で、議会を招集する時間がないとき、あるいは議決すべき事件を議決しないときです。このようなとき、市長は専決処分できますが、その場合は、次の会議で議会に報告し、その承認を求めなければなりません。議会として、報告を受け、議会は審議の上、承認という形で議会の意思の確認が担保されています。

もう1つが、第180条にある、議会の委任による専決処分です。第180条第1項では、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができるとされていて、同条第2項では、前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長はこれを議会に報告しなければならないとされているのです。

179条と180条の違いは、179条が本会議招集の時間がないときなどに専決処分を認めるが、その際には、次の会議で議会の承認を得ることではありますが、180条は議

会が指定した案件については、一括して市長に委任しているため、市長の専決処分後、議会には報告のみでよいとなっている点です。今回は、この180条に基づき、軽易な事項として2項目について議会の委任により市長に専決処分を認めようというものです。

そこで、2点伺いたいと思います。

まず、1点目ですが、この2項目を180条の軽易な事項と判断するのは、どのような理由からでしょうか、伺います。

2点目ですが、180条第2項にある議会への報告はどのような形でされようとしているのでしょうか、伺います。

以上、2点です。

No.47 灰垣和美議員

二木議員のご質問にお答えいたします。

軽易な事項についてのお尋ねでございますけれども、2つの考え方から判断をしております。1つには、軽易な事項としては、金額の視点から判断されることが一般的であり、このことから金額が少額であるものとされております。他市の事例においても、その額は、それぞれの自治体の議会において決定されております。

そして、2つ目は、委任事項の内容の視点から判断できるものであります。すなわち、本件議案は、債権の徴収に関する訴訟提起に限定していることから、債務の存在や、その金額で争うことが想定されにくい債権を対象とすることであります。

次に、市長において専決処分したときは、後に議会に報告されることとなります。この報告時期や形式につきましては、既に市長専決事項として指定しております200万円以下の市の義務に属する損害賠償額の決定についての報告と同様の時期、形式により報告されることとなりますが、なお、わかりやすい形式となるよう求めてまいりたいと思っております。

以上です。

No.48 二木洋子議員

意見表明だけさせていただきたいというふうに思います。

軽易な、と判断するのは、金額と、その中身というご説明でありました。しかし、本当にそうかなというふうに私は考えます。200万円以下なら少額という人もおられるでしょうが、1万円、あるいは5万円滞納もすぐに支払えないという人もいます。今回の場合、200万円以下ということで、現在の市の債権の大半を含んでいるということでありますが、私は200万円以下なら少額というふうには考えておりません。裁判する、しないは、その大半をすべて市長に委任するということになるわけですが、私は、それは少し飛躍が

あるのではないかというふうに考えています。

本来、裁判というのは非常に重要なものですので、裁判を起こす、起こさないの決定は、迅速な処理ということよりも、慎重で、過誤がないようにすることが重要だと私は考えています。そのためには、議会のチェックというのも非常に重要な手続だと考えています。本来ならば、できるだけ裁判にならないように、所管課で相談に乗り、自主的に納付していただくのが本来の筋であります。確かに悪質な場合もあると思います。そういう場合に、議会にかけて裁判を起こしても、今まで以上に債権を回収する、あるいは滞納を起こさないという抑止力に十分効果があるのではないかというふうに私は思うのです。逆に、200万円以下というふうにするによって、いずれ裁判になるからと相談業務等がおろそかになっていくのではないかと気になっています。

また、議会への報告ですが、これも非常に重要なことです。市長への委任を議決しているために、今後、この専決処分案件は議会への報告となりますが、ご紹介もありましたように、現に180条に基づいて議決されております200万円以下の損害賠償額の決定等の案件は、6月議会の際に一度、一覧表にした形で報告が行われていますが、報告のみで、質疑はありますが、議会の意思が問われないために、私も毎年このような形でいいのかというふうに疑問を持っているところであります。

私は、地方分権が進めば進むほど、議会の存在は非常に重要で、議会の権限を縮小することには基本的に反対です。公平性の観点から、債権回収の必要性は十分認識はしておりますが、裁判を起こすかどうかという重要な決定は、これは市長に一任するのではなく、より慎重に、議会としても審査することこそ重要ではないかと私は考えております。

したがって、議会の権限を縮小する今回の議案には反対です。

以上です。